

令和7年度 小郡小学校いじめ防止基本方針

山口市立小郡小学校

はじめに

いじめは、理由を問わず決して許されるものではなく、学校教育のみならず教育にかかわるすべての者が手立てを講じて未然に防ぐべきものである。その際、いじめはどの学校においても、どの児童にも起こりうること、状況によっては生命にもかかわる重大な事態を引き起こしうることを十分に理解しておく必要がある。

いじめの問題は、人権にかかわる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。社会全体でいじめ問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備することが必要であり、平成25年6月「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という）が成立し、同年9月に施行された。また、県は、法第12条の規定に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定）を踏まえ、平成26年2月（平成29年12月改定）に山口県いじめ防止基本方針を策定した。

小郡小学校いじめ防止基本方針は、法第71号で義務付けられたものであり、県、市、家庭、地域との連携のもと、いじめの防止等の対策推進のために策定するものである。この基本方針は、HPへの掲載等の方法により、保護者や地域住民が確認できるようにするとともに、各年度の開始時に児童、保護者に説明を行うこととする。

1 学校の基本方針の内容

小郡小学校の基本方針は、県、市、家庭、地域その他の関係者間の連携により、いじめの問題への対策を総合的に行い、いじめの防止等の対策をより実効的なものにするため、法により規定された県や学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめの防止等に向けた取組を定めるためのものである。

2 いじめの定義

（定義）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童の立場に立って見極めることが必要である。この際、いじめには、多様な様態があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが必要である。

3 いじめ対策委員会の設置（法第22条）

- ①いじめの防止、早期発見、対処等の対策のための組織を設置する。
- ②いじめ問題から派生する教職員の資質向上のための校内研修を行う。

- ③教育課程に位置付けられて行われるいじめに関する取組を企画し実施する。
- ④いじめ問題に関する取組の有効性の検証をする。
- ⑤小郡小学校いじめ防止基本方針の見直しをする。
- ⑥構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、特別支援教育主任、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラーとする。 ※緊急開催時は、該当児童学年主任と学級担任
- ⑦定例会をスクールカウンセラーの来校日に合わせて実施する。

4 具体的な取組

(1) いじめの未然防止

①わかる授業、できる授業づくりの推進

- テストの点数を上げるためだけの授業改善ではなく、すべての児童が授業に参加でき、授業場面で活躍できる授業改善を行う。
- 「小郡小学びのスタンダード」などの学習規律を確立する。

②人権教育や道德教育の充実

- 全教育活動を通した人権教育の推進を人権教育全体計画のもと実施し、いじめのない誰もが楽しいと思える学校づくりを推進する。
- 担任や生徒指導担当などの指導により、いじめは相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを児童に理解させる。
- 児童が人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
- 自他の良さを大切に、相手を思いやる心を育てるために自尊感情の育成を図る。
- 未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- いじめを「しない」「許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- 児童の心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」などに触れることによって、自分自身の生活や行動を省みていじめを抑止する。
- 障害のある児童、外国につながる児童、性的指向・性自認に係る児童、被災した児童など、指導上の配慮が必要な児童についての正しい理解を図る。
- 新型コロナウイルス感染症等の感染症に関わる正しい理解を図り、偏見や差別をしない、許さないことを児童に理解させる。

③人間関係づくりへの配慮

- 児童が他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身に付けるように配慮するような環境を整える。
- 児童が円滑に他者とコミュニケーションを図ることができるように、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラム(AFPY等)を教育活動に取り入れる。
- 児童に対して、インターネットを使用する場合のルールやモラルについての啓発を行い、ネットいじめの予防を図る。
- SC 活用事業(「グローイングハートプロジェクト」)を実施し、学校における心の教育を一層充実させ、規範意識や責任感、他者への思いやりなど、未来の山口県を切り拓いていく子どもたちの「心」を育成する。

④体験活動の充実

- 福祉体験やボランティア体験、勤労体験など、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。
- 縦割り班活動「にこにこタイム」の異学年交流、中学校や幼稚園・保育園との連携、地域の方との交流活動などを計画的に実施し、人と人のつながりを大切にする。

⑤コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

- 児童会活動において、自尊感情や自己肯定感を高めるための取組を児童主体で実施する。
- 年間を通した縦割り班活動「にこにこタイム」やいじめ防止・根絶強調月間に行う「いいとこ見つけ月間」の充実を図る。

⑥保護者や地域への働きかけ

- 人権に関する授業参観や保護者研修会の開催、HP、学校・学年便りなどにより、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- 個人懇談や家庭訪問等で、児童の様子についての情報を共有する。
- PTAの各種会議や学校運営協議会、保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換をする場を設ける。

(2) いじめの早期発見

いじめの認知力を向上させ、早期発見につなげるため、いじめを次のレベルに分類し、どのレベルのいじめであるかを判断するものとする。

○レベル1 日常的衝突としてのいじめ

社会性を身に付ける途上にある児童が集団で活動する場合、しばしば見られる日常的衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

○レベル2 教育課題としてのいじめ

児童間トラブルが、日常的な衝突を越えた段階にまでエスカレートしたもので、学校としての個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応をとる必要があるもの。

○レベル3 重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

認知したいじめのうち、法が定める「重大事態」に該当する、又はいじめに起因して児童の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」にいたる可能性のあるもの。

①日々の観察

- 教職員が児童と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
- 朝の健康観察では、一人ひとりの顔を見て声を聞き、表情や声の変化をとらえる。
- 日記、連絡帳等を活用し、担任と児童、保護者が日ごろから連絡を密にして信頼関係を構築する。
- 相談ボックスが設置してあることを周知し、相談しやすい環境づくりをする。
- 変化が見られた場合、遊びやふざけなどに見えるものや気になる行為があった場合には、5W1H(いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように)をメモし記録を残す。(統合型校務支援システム等の活用)
- 「けんか、ふざけ合い、いじりなど、見えないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かの判断をする。

②「心の健康診断」の実施(5, 6年生)

- 一人一台端末のアプリを活用し、毎朝の心の状態「心の健康診断」を実施する(5, 6年生)。
- 児童の心の状態を「はれ」「くもり」「あめ」「かみなり」の4段階でチェックする。「あめ」が3日続いた場合と「かみなり」がついた場合は個別に声かけをし、児童の心の小さな SOS を見逃さないようにする。

③いじめ実態アンケートの実施

- アンケートは早期発見の手立ての一つとして、週に1度、水曜日の朝学の時間に実施する。
- 「いじり」の行為も含めることなど、具体的にアンケートの記述する内容を児童に確認させる。
- アンケートの記述について、対象児童と直接話をして思いをくみ、解決を図る。
- 毎回集計をして情報を共有し、緊急性の高い記述については早期に対応する。
- 緊急性の高い記述以外については、いじめ対策委員会や職員連絡会で情報の共有を行う。
- アンケートはすぐに取り出すことができる場所に5年間保管とする。

④教育相談の実施

- 教職員と児童の信頼関係を形成するために、日ごろから児童が相談しやすい環境を構築する。
- 各学期の中ごろに教育相談期間を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する。

(3) いじめへの早期対応

①いじめ対策委員会の開催

- いじめとして対処すべき事案かどうか検討する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと事実関係の把握を行う。
※好意から行った行為が相手を傷つけた場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し、教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合などには、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応は可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定めるいじめに該当するため、いじめ対策委員会への情報共有は行う。
※教職員は、いじめについて抱え込まずに、当該情報を速やかにいじめ対策委員会に報告し、学校の組織的な対応につなげる必要がある。
- いじめであると判断した場合、対応方針や役割分担を決め、被害児童のケア、加害児童の指導など問題の解消まで本委員会が責任をもつ。
- 山口市教育委員会に速報を入れる。(いじめ速報カード)

②保護者との連携

- 一方的、一面的な解釈で対応しないこと、プライバシーを守ること、迅速に保護者に連絡すること、教育的配慮のもとでのケアや指導を行うことなどに留意する。
- いじめ事案解消のための具体的な対策について説明し、保護者の協力を求め、学校と連携を深める。

③関係機関との連携

- 犯罪行為として取り扱わなければならないいじめ事案は、山口市教育委員会及び山口南警察署等に連絡する。

(4) 重大事態への対応

児童や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき、どのような

場合でも、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たるようにする。

①学校の設置者(山口市教育委員会)に重大事態の発生を報告する。

重大事態とは

- ・「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(児童が自殺を企画した場合等)
- ・「相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)

②学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる。

- ・学校のもとに、重大事態の調査組織を設置する。(法第28条)…いじめ対策委員会を母体に、事態の性質に応じて適切な専門家(弁護士、医者、ネットアドバイザーなど)を加えることもある。
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・いじめを受けた児童並びにその保護者に対して情報を適切に提供する。
- ・調査結果を学校の設置者に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。(保護者説明会の実施等)

(5) いじめの解消

少なくとも次の2つの要件を満たすことでいじめの解消とする。ただし、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為の解消

- 被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当期間(3か月を目安)継続していることでいじめの解消とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間解消としない場合もある。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

- いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点(3か月を目安)において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認する。

(6) 学校評価

①いじめ問題への取組について、学校評価アンケートを実施する。

- 学校評価アンケートに、児童・教職員・保護者・地域それぞれに「いじめ問題への取組」の項目を設ける。

②実施した学校評価アンケートをもとに、いじめ問題への取組の改善を図る。

- 学校評価をいじめ対策委員会に報告し、学校評価結果検討会で改善策を協議する。
- 校内研修や職員会議、学校運営協議会にて全教職員・地域・保護者に改善策の共通理解を図る。

5 いじめ防止対策年間計画(案)

月	学校行事	児童会活動	いじめ対策委員会	職員会議・研修	全校の取組
4	入学式 個人懇談会(希望者) 地域巡回 地区児童会 学校運営協議会① 地区別一斉下校		いじめ防止対策基本方針の共通理解 (職員会議)	生徒指導年間計画検討 いじめ防止対策基本方針 の検討・確認 学習規律の見直し・確認 校内研修	生活アンケート(週1回を1年間継続実施) 心の健康診断(毎日5, 6年生1年間継続実施) 学習規律の確認(小郡小学びのスタンダード) あいさつ運動(週1回は委員会、学期に1回はクラス 別で担当する。1年間継続実施) 年間目標の提示
5	授業参観・学級懇談・PTA 総会 運動会 学校運営協議会②	1年生を迎える会		児童理解の会 校内研修 PDCA シート作成	生活目標への取組① Fit 生活アンケート(5・6 年)
6	授業参観 社会見学(4, 5年) 小中一貫教育連絡協議会① 幼保小連絡協議会①	にこにこ班活動	定例会	校内研修	GHP(グローイング・ハート・プロジェクト)① 生活目標への取組② 先生と話そうアンケート・教育相談(全員面談)
7	学期末懇談会 学校評価① 学校運営協議会(熟議)③	にこにこ班活動		校内研修 PDCA シート見直し① いじめ問題に関する研修会	生活目標への取組③ 楽しい学校生活アンケート
8	PTA 奉仕作業 小中一貫教育連絡協議会②			小中合同研修会 学校評価結果検討会	
9	人権教育参観日 人権教育講演会 学校運営協議会④	にこにこ班活動 いいところ見つけ週間		校内研修	生活目標への取組④ いいこと見つけの木 作成 Fit 生活アンケート(5・6 年)
10	いじめ防止・根絶強調月間 社会見学(1, 2, 3年) 自然体験学習(5年) 市陸上記録会(6年) 学校運営協議会⑤	にこにこ班活動	定例会	校内研修	生活目標への取組⑤ いいこと見つけの木 掲示 先生と話そうアンケート・教育相談(全員面談)
11	校内音楽会 小中4校合同授業研究会 スマホケータイ安全教室(4, 5, 6年)	にこにこ班活動 全校集会		校内研修	生活目標への取組⑥
12	修学旅行(6年) 人権週間 学校評価② 学期末懇談会	にこにこ班活動		学校評価結果検討会 PDCA シート見直し②	生活目標への取組⑦ 楽しい学校生活アンケート
1	学校運営協議会⑥ 地区児童会 小中一貫教育連絡協議会③	にこにこ班活動		校内研修	GHP② 生活目標への取組⑧
2	授業参観・学級懇談会 地区別一斉下校 幼保小連携協議会② 学校運営協議会⑦	にこにこ班活動		校内研修 児童理解の会(1年間のふり 返し、児童引き継ぎファ イルの整理)	生活目標への取組⑨
3	お別れ式 卒業式 小中連絡会	6年生を送る会	定例会(いじめ防止 対策基本方針の年 間評価・改善検討)	いじめ防止対策基本方針 の改善案検討 PDCA シート見直し③	楽しい学校生活アンケート

6 いじめ問題解決の流れといじめ対策委員会の役割

